

税の申告をお忘れなく

確定申告や市民税・県民税の申告を行わないと、次のサービスなどを適正に受けられない場合があります。

国民健康保険税の軽減／後期高齢者医療保険料の軽減／介護保険料の算定／保育料の算定／児童扶養手当の給付／市営住宅の入居手続き／各種証明書の発行など

申告期限

3/16 月

問い合わせ
税務課（TEL 58 - 2206）

所得税の確定申告が必要な人

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの期間で
事業所得（農業・営業等）や不動産所得がある人

【サラリーマンで次のいずれかに該当する人】

- ・給与の収入金額が 2000 万円を超える人
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える人
- ・2 か所以上から給与の支払いを受け、主たる給与以外の給与の収入額と各種所得金額の合計額が 20 万円を超える人

市民税・県民税の申告が必要な人

令和 2 年 1 月 1 日現在、能美市内に住所があり、次の項目に該当する人

※ 確定申告をした場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

【所得があった場合】

- ・給与支払報告書が勤務先から能美市に提出されていない人
- ・主たる給与所得の他に 20 万円以下の所得があった人
- ・雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、寡婦（寡夫）控除などを受けようとする人
- ・前年の途中で退職し、再就職していない人
- ・非上場株式の配当があった人

【所得がなかった場合】

- ・国民健康保険の加入者（保険税の軽減を受ける場合に必要です）
- ・所得証明書が必要な人
- ・どなたの扶養にもなっていない人

☑申告の持ち物チェックリスト

- ☐ 印鑑（認印可、スタンプ式不可）
- ☐ 申告者本人の個人番号および身元確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ☐ 前年中の収入を明らかにできる書類（給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）など）
- ☐ 本人名義の振込口座の分かるもの（還付金が生じる場合）

【社会保険料控除を受ける人】

☐ 国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料などの領収書もしくは納付証明書

【生命保険料控除を受ける人】

☐ 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）の控除証明書

【地震保険料控除を受ける人】

☐ 地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書

【障害者控除を受ける人】

☐ 障害者手帳（本人または扶養家族に該当する人が障害者の場合）、市が発行する障害者控除対象者認定書（65 歳以上で要介護認定を受けている場合）

【医療費控除を受ける人】

☐ 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（明細書は、病院ごと、人ごとにとまとめ、それぞれの合計額が分かるように作成し、申告してください）

【寄附金控除を受ける人】

☐ 受領書、領収書など

次の人は小松税務署での申告をお願いします

- ・住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける人
- ・土地や建物を売った人
- ・株の売買や先物取引の申告をする人
- ・青色申告をする人
- ・収支内訳書の書き方の相談をしたい人
- ・災害などで雑損控除を受ける人
- ・国外居住親族に係る扶養控除を受ける人
- ・亡くなった人の確定申告をする人
- ・山林所得がある人

公的年金を受給している人へ

公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年中の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額の合計額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありませんが、年金の源泉徴収票に記載されているもののほかに、控除できるものがあれば、所得税の還付申告をすることができます。

確定申告書および 市民税・県民税申告書の作成相談

年金受給者と給与所得者を対象に、所得税の還付申告書、確定申告書、市民税・県民税申告書の作成相談を行います。スムーズな申告手続きを行うために、申告書に添付する収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成していただきますようお願いします。

なお、作成した申告書は、その場で提出することができます。

■確定申告書作成相談

受付日 2 月 17 日（月）～3 月 16 日（月）
※土・日・祝日は除く

受付時間 9 時～ 16 時

場所 市役所本庁舎 1 階大会議室
※市民税・県民税の申告書作成相談も同時に受け付けます。

■臨時申告受付窓口を開設

交通手段がないなどの理由により、本庁舎への来庁が困難な人を対象に、臨時申告受付窓口を開設しますのでご利用ください。

◇根上窓口センター（2 階研修室）

受付日 2 月 26 日（水）・28 日（金）・3 月 2 日（月）

受付時間 9 時～ 12 時

◇寺井地区公民館（1 階 101 会議室）

受付日 3 月 4 日（水）・6 日（金）・9 日（月）

受付時間 9 時～ 12 時

※マイナンバーカードの出張申請受付も同時に行います。
詳しくは 11 ページをご覧ください。

昨年も、確定申告をされた半数以上の方が利用しています

ネットなら便利！ 24 時間確定申告

申告書は、国税庁ホームページで作成できます

①「国税庁ホームページ」へアクセス

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

②申告書の作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

③e-Tax で送信して提出

作成した申告書等（データ）は、「マイナンバーカード」と「ＩＣカードリーダーまたはマイナンバーカード対応スマホをお持ちの方」または「税務署発行のＩＤ・パスワードをお持ちの方」は、同コーナーの画面上からそのまま e-Tax で税務署に送信（申告）することができます。

👉 ネットを利用して作成すると便利！

- ・24 時間いつでも利用可能です。
- ・税務署に行く必要がありません。
- ・自動計算されるので、計算誤りがありません。
- ・申告書等を作成途中であっても、データを保存することによりいつでも作業を再開できます。
- ・一度作成し保存した申告書等のデータは、翌年以降の申告書等を作成する際に利用できます。

e-Tax コーナー設置

自宅で e-Tax を利用できない人に対し、e-Tax コーナーを設置します。マイナンバーカードをお持ちください。確定申告書の入力作成はご自身でお願いします。

日時 2 月 17 日（月）～3 月 16 日（月）
9 時～ 15 時 ※土・日・祝日は除く

場所 市役所本庁舎 1 階大会議室

スマホでスマート申告！

給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などは、スマホで申告書を作成できます。

国税庁ホームページのスマホ専用画面から申告書を作成する際は、収入や適用を受ける控除についてのいくつかの質問に「はい」か「いいえ」でお答えいただき、該当する項目に金額を入力することで、簡単に申告書の作成ができますので、ぜひご利用ください。

スマホで作成した申告書の提出方法

① 「ＩＤ・パスワード」または「マイナンバーカード及びマイナンバーカード対応のスマホ」をお持ちの方は、そのまま e-Tax で税務署へ送信（申告）することができます。

② 「ＩＤ・パスワード」または「マイナンバーカード及びマイナンバーカード対応のスマホ」をお持ちでない方は、作成したデータをご自宅やコンビニのプリンタで印刷し、郵送等で提出することができます。



▲申請書の作成はこちらから！

マイナンバーカード出張申請受付を行います

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213、FAX 58-2293)

下記の日程で受付を行います。受付後、1 か月程度でマイナンバーカードは「本人限定受取」の郵便で送付されます。

○出張申請受付

受付会場	受付日	時間
根上総合文化会館 (まなびフェスタ同日開催)	2月16日(日)	9時～16時30分
寺井地区公民館	2月23日(日)	9時～12時
辰口福祉会館	3月8日(日)	9時～12時

○確定申告会場での出張申請受付

受付会場	受付日	時間
根上窓口センター	2月26日(水)・28日(金) 3月2日(月)	9時～12時
寺井地区公民館	3月4日(水)・6日(金) 9日(月)	9時～12時

○申請できる人

- ・能美市に住民登録のある方
- ・本人が会場に来ることができる方

※15歳未満の方などは、本人と法定代理人の方が一緒に来ることができる方のみとなります。

○当日お持ちいただくもの

- (1) 通知カード
- (2) 本人確認ができる書類(原本)
下記Aから2点またはA・Bから1点ずつ



A	運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、特別永住者証明書、在留カードなど
B	健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、各種年金証書、社員証、学生証、学校名が記載された書類等で、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもので市長が適当と認めるもの

※Bから2点でも受付できますが、その場合、通知カードの添付が必須です。

※15歳未満の方などに同行する法定代理人も本人確認書類が必要です。代理権の確認書類(戸籍謄本など。ただし、同一世帯の親権者などは不要。)もご用意ください。

- (3) 顔写真
縦4.5cm×横3.5cm 1枚、最近6か月以内に撮影、無帽、正面、無背景のもの(裏面に氏名と生年月日をご記入ください) ☆当日会場で写真撮影も可能です
- (4) 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
※返納が必要です

マイナンバーカードや住民基本台帳カード(住基カード)の電子証明書の有効期限をご確認ください

マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちの方で、確定申告等に電子証明書をご利用の方は、有効期限をご確認ください。住基カードの有効期限が切れている場合は、マイナンバーカードの申請をお願いします。

※マイナンバーカードや住基カードの有効期限と電子証明書の有効期限は異なりますのでご注意ください。

マイナンバーカード受け取りの休日窓口

日時 2月9日(日)、23日(日)
9時～16時

場所 市役所本庁舎 市民窓口課
※交付場所が寺井・根上窓口センターになっている方で、休日窓口(市民窓口課)での受け取りを希望される方は、4日前までに市民窓口課へご連絡ください。

児童手当 2月定例支給について

問 / 子育て支援課 (☎ 58-2232、FAX 58-2293)

児童手当及び特例給付については、前月分までの手当を、毎年度6月、10月、2月の原則10日に受給者の口座に振り込みます。通帳記帳によりご確認ください。(支給月の10日が土曜日、日曜日および国民の祝日の場合は、直前の平日に支給します。)

6月中に提出が必要な現況届が未提出の方や不足書類があるため申請が保留になっている方は手当が差し止めになりますので、お早目にご提出ください。

手当の月額

- ・0歳から3歳未満 1万5,000円
 - ・3歳から小学校修了前 1万円
(第3子以降は1万5,000円)
 - ・中学生 1万円
- ※受給者の所得が制限額を超える場合は、月額5,000円になります。(特例給付)
※18歳以下の児童(18歳到達後最初の3月31日まで)から第1子と数えます。

法務局が法定相続人を証明 相続登記はお済みですか？

情報発信元 / 税務課 (☎ 58-2206、FAX 58-2292)

不動産の相続登記を行わず、登記名義を2世代、3世代と放置しておくと、相続人の数が増え、所有者を特定することが困難となり、結果的に所有者不明土地となってしまうケースが多くなります。

相続登記がお済みでなかったら、不動産の所在地を管轄する法務局に申請してください。

「法定相続情報証明制度」で 手続き時の戸籍謄本一式が不要に

平成29年5月からスタートした「法定相続情報証明制度」は、相続人から提出された必要書類を法務局が内容を確認して、法定相続人が誰であるのかを法務局(登記官)が証明する制度です。

この制度を利用すれば、相続登記はもちろんのこと、預貯金の払い戻しや相続税の申告等の各種相続手続きで戸籍謄本一式の提出が不要となり、とても便利です。

詳しくは法務局へお気軽にお問い合わせください。

▶ **問い合わせ**
金沢地方方法務局小松支局 (☎ 22-6301)
(8時30分～17時15分、土・日曜日・祝日休み)

国民年金保険料は 口座振替がお得です

情報発信元 / 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関へ行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、当月分保険料を当月末に引き落とすことで早割となり、月々50円(年間600円)お得になります。さらに6か月分・1年分・2年分を前納することで割引額が大きくなります。

令和2年度分の前納制度の口座振替申込締切日は、2月28日(金)です。ご希望の方は、納付書または年金手帳、預金通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。保険年金課、寺井・根上窓口センターでの受付も可能です。

※その他、納付書やクレジットカードでの前納にも割引があります。

▶ **問い合わせ** 小松年金事務所 (☎ 24-1791)

防災行政無線を用いた 情報伝達訓練を行います

問 / 危機管理課 (☎ 58-2201、FAX 58-2290)

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練を行います。

(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

▶ **ご注意** 災害などにより訓練の実施が困難であると判断された場合は中止となります。



(1) 訓練実施日時(令和元年度日程)

第4回 令和2年 2月19日(水) 11時

(2) 訓練で行う放送試験

市内の屋外スピーカーとご家庭の戸別受信機から、一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

(上りチャイム音)「こちらは、能美市役所です」「これは、Jアラートのテストです」を3回放送
(下りチャイム音)

能美市国際交流協会職員募集

申・問 / 観光交流課 (☎ 58-2211) 〒923-1198 能美市寺井町た35番地

募集職種	採用予定人数	勤務時間	勤務場所	休日	受験資格・その他
事務職員	1名	週5(火～金と土・日いずれか) 9時15分～18時 (休憩60分)	能美市国際交流協会 (寺井地区公民館内)	月曜日、土・日いずれか、 国民の祝日、 年末年始	・昭和45年4月2日以降に生まれた人 ・能美市またはその周辺に居住する通勤可能な人 ・パソコン操作(ワード・エクセル)ができる人 ・日本国籍を有しない人も受験可 (ただし、日本語で事務作業ができる人)

● **業務内容**…一般事務全般に従事(事業等の企画・運営、連絡調整、資料作成、会計処理など)

● **申し込み方法**…2月20日(木)までに(必着)、市販の履歴書(JIS規格A3版)に必要事項を記入の上、観光交流課へ提出してください。

● **試験について**…一次試験が書類選考、二次試験が面接です。(日程等は、申込者に直接連絡します。)